

Hot time

い ささか旧聞に属するが、私は去る1999年4月12日、大阪地方裁判所で開かれた、アダルト情報に関する裁判で証言を行うという珍しい体験をした。本学会の会員が証人台に立つということはあまりないと思われるので、そのいきさつをご紹介します。

私がこんなことをする羽目になったのは、「インターネットにおける言論の自由を守る」といった感じの運動を進めておられるインターネット弁護士協会の牧野二郎弁護士と知り合いだったことによる。私は、東大退官後、1997年から98年末まで、アスキーの西社長(当時)の依頼で、アスキーネットというプロバイダ会社の代表取締役会長なる柄にもない役職を兼務したことがある。

そのときに起きたのが、いま裁判にかけられているFLマスク事件である。この事件に関しては、まず、1997年4月10日に我がアスキーネットに対し、大阪府警察本部保安第一課N警部以下14名の係官による強制捜査があった。私はこれに直接はタッチしなかったが、当日立ち会った川上深同社社長(当時)によれば、令状は大阪簡易裁判所が発行したもので、アスキーネットの会員であったK氏(横浜在住の31才の会社員)のわいせつ画像公然陳列「幫助」に関してのがサイレだったという。K氏宅でも同時並行で家宅捜索が行われ、K氏はその日身柄を拘束された。係官は16名という大規模捜査だったらしい。

K氏の容疑は、画像のモザイク(ぼかし)をかけたりはしずしたりできるFLマスクというソフトをアスキーネットのホームページで販売するのに、よそのサイト(アダルト写真のある)にリンクを張ったという罪である。その証拠を押さえるために、アスキーネット側では、笹塚オフィスでホームページ上の通信記録(フロッピーやハードディスク)などのデータが押収され、都心にあったサー

バマシン室では、現場検証も行われた。本来なら、ここでサーバ類は押収されるが、それではサービスができなくなるので、仮返却ということになった。一方、K氏の罪が問われたのは、これら2組の人物にFLマスク(画像圧縮復元ソフト)を無償で提供したことと、彼らのわいせつ画像にリンクを張ったこととである。それら画像は圧縮されていて、事実上ぼかしがかかっていたが、FLマスクがあれば、ぼかしのモザイクが解除できる。K氏はモザイクをはずす方法を彼らのページに間接的ではあるが、載せていた。それがいけないというわけである。

当初、大阪府警は、FLマスク自体を違法としたかったようである。しかしこれはフォトショップやイラストレータと本質的に同じ画像処理ソフトであり、これ自体には結局おとがめはなかった。しかし、たとえばぼかしがかかっている、怪しげ

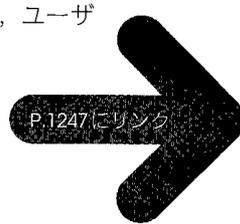
な画像のあるページにリンクを張るのはいけないという。

この裁判では、ここが争点になった。この事件を手弁当で担当されている牧野先生から私が頼まれたのは、「リンクとは何か」ということを、裁判の中の証言という形で、裁判官に分かりやすく説明してくれ、ということであった。そこで、当日は、純技術的な立場からということで、法廷にパソコンとプロジェクタを持ち込んでの説明となった。ただ単なる講義と違ったのは、説明の前に、宣誓書を読み上げさせられたことで、「ウソは申しません。知っていることは全部話します」と誓ってから話したのである。なお、当日、私の後には、ニフティの本名信雄氏が、ニフティにおけるユーザのホームページの管理について証言した。同氏によれば、ユーザがどこにリンクを張っているかについてはニフティでは関知していないとのことであった。

大阪地裁の証人台に立つ

石田 晴久

1 事件の概要(第一編)	・主被告人の経歴
2 勾留係員に対する異議申立て関連	・勾留係員に対する異議申立ての経緯 ・勾留係員に対する異議申立ての理由の表明 ・勾留係員に対する異議申立ての経過 ・勾留係員に対する異議申立ての結果
3 ついに、平成9年5月11日、起訴されました。	
4 今後の予定	
6 公判記録	
第1回公判	第9回期 弁護側立証依頼
第2回公判	弁護側は、本件被告人の行ったリンク行為が犯罪を構成しないという立場から、まずリンクの
第3回公判	存在論、現実的な立証論、そして法的な争点の整理、その上でリンクの違法性やリンクの
第4回公判	承諾のルールやリンクが「犯罪の共犯に当たらない」という点を立証すべく、インターネット
第5回公判	界の現状と犯罪と関わる科学者、研究者の方の出席を依頼して、立証に入っている。
第6回公判	
第7回公判	
第8回公判	
第9回公判	
第10回公判	
以上審理	
第11回公判	
第12回公判	
第13回公判	



Use in MT”で、電子化された言語リソースの量が少ない言語との翻訳知識を獲得する問題が取り上げられた。もう一つは“Introduction to MT and Translation Tools”で localisation や、TRADOS 社の翻訳支援ツール、EUでの翻訳サービスについての話題であった。本会議は招待講演2件と総投稿数43件から選ばれた一般講演22件からなっていた。講演はシングルセッションで進行していくため、聴講がたいへんしやすかった。ヨーロッパでの開催であったが、アジア、北米からが多かったのが今回の特徴である。対象となる言語も、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語など多様である。

機械翻訳専門の国際会議であるが、今回は機械翻訳の方法論そのものよりも、自然言語処理一般の研究でも主流のテーマであるコーパスからの知識獲得に関するものが目立った。異なる言語で対訳となる表現を獲得する手法や、用言に意味属性を自動的に付与する手法、翻訳対象となる言語表現の語義の曖昧性を解消する問題を扱ったものなど興味深いものが多かった。WWWで流通するテキストを始めとして機械処理に利用できる電子化された文書量の増加に伴って、このテーマは今後機械翻訳においても1つの主要な流れとして続いていくと感じた。翻訳手法に関するものでは、用例を扱ったものが多く、用例と語彙知識を組み合わせるもの、時制、様相（「だろ

う」「かもしれない」など話者の認識、判断を表す表現）、アスペクト（「ている」「てしまう」など動作の継続、完了などを表す表現）を用例の利用により翻訳するものがあった。本会議ならではの少し異色の論文としては機械翻訳システムが訳出した結果に信頼度をつけ、信頼性の低い文を除いてユーザに提示する方法について述べた“A Confidence Index for Machine Translation”（Arendse Bernth）があった。他に翻訳プロジェクトにおいて、さまざまなリソース（機械翻訳システムや各種ツール、言語リソース、人間の翻訳家など）を組み合わせた翻訳過程を決定するために行うプロジェクトのプロファイリングについて述べた“Profiling Translation Projects”（Nancy L. Underwood et al.）も興味深かった。

次回TMI 2001はアジアが開催地となる順番であるが、京都のNTTコミュニケーション科学基礎研究所で行われる予定である。これを機会に日本の機械翻訳研究が一層活性化することを期待したい。

参考資料

1) <URL:<http://www.ccl.umist.ac.uk/events/tmi99/>>

(田中貴秋/NTTコミュニケーション科学基礎研究所)



これら一連の裁判で明らかになったのは、わいせつ図画は、ぼかしがかかっているとしても、それが簡単にはずせるものなら、公然と（ホームページ）に陳列してはいけないということである。しかしリンクの是非についてはまだ裁判所の判断は出ていない。牧野氏はK氏は無罪だと主張している。リンク集はサーチエンジンでも自動的にできてしまうくらいだから、この事件でもまさか有罪にはならないだろうと私も思う。

ところで、この裁判の直前には、大阪地裁にほど近い岡村（久道）法律事務所でも牧野氏らと打合せを行った。聞けば、岡村氏は弁護士界では恐らく随一の（いい意味での）ハッカーらしく、事務所においてあるサーバには自分でUNIXをインストールし、NTTのOCN専用線でインターネットとつないでいるというからすごい。岡村氏のドメイン名はなんとwww.law.co.jpである。law（法律）をいち早くとったとは流石である。そのホームページには法律（特にインターネット関係の）に関したさまざまな情報やリンク集があって、参考になる。

また、この打合せで分かったのは、K氏の弁護に、牧

野先生をはじめとする約20人の弁護士達が手弁当で協力しているということである。彼らと話していて、インターネットをなるべくお上からの制約のない形で、自己責任で使ってゆきたいという熱意が感じられて共感を覚えた。

最後に、この種の裁判が、なぜ大阪にあって、東京ではないのかということ、風俗犯罪は、大阪が本場で、先進的だからという。新しい風俗は大阪で発明され、東上する。今度の証言行為はそんなことも学んだ貴重な体験だった。

